

見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託に係る募集要綱

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託
- (2) 履行場所 : 那覇市首里
- (3) 業務目的 : 本業務は、県の「首里城復興基本計画 - 基本施策 1 正殿等の早期復元と復元過程の公開(見せる復興)」等の方針を踏まえ、コンテンツ等の体験を通じて公園利用者が琉球の歴史・文化および首里城の復興状況について学び、理解を深める機会を創出することを目的とする。
- (4) 業務内容 : 本業務では、添付「展示構成(案)」に基づいて、首里杜館ビジターロビー及び復興展示室におけるデジタルコンテンツ等を制作する。
- (5) 履行期間 : 契約締結日から令和 4 年 11 月 30 日(水)まで
- (6) 契約限度額 : ¥16,995,000 円(税込)
- (7) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書(以下「企画書」という。)の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
(注)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法(昭和 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 過去 5 年間に国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3D ホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作に関する業務を複数回受託した実績があること。
- (6) 本業務委託業務に従事する正・副計 2 名以上の担当者を割り当てること。従事する正の担当者は、過去 5 年間に国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3D ホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作を担当した実績があること。
- (7) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店を有する

法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（４）の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が（５）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（６）の要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和４年７月８日（金）から令和４年７月２２日（金）

イ 提出書類：参加申込書【様式１】、会社概要【様式３】【様式３－２】、誓約書【様式６】

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)、FAX又はメール(受信確認をしてください。)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画書

ア 提出期限：令和４年７月８日（金）から令和４年７月２２日（金）

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式２】
企画書(5の(2)を参照)

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。

エ 提出部数：企画書 10 部

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式５】をFAX又はメールで提出すること（受信確認必要）。
質問への回答は沖縄県ホームページに掲載します。

質問受付期間：令和４年７月８日（金）から令和４年７月１５日（金）午後５時までに

質問の回答：令和４年７月２０日（水） 午後５時までに

4. 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書の内容

企画書は「業務実施方針」「業務実施体制」「類似業務受託実績」「担当者の略歴書」「提案内容」「業務スケジュール」の項目で作成するものとし、A4版10頁以内（表紙含まず）とする。

(2) 受託者選定方法

企画提案者は当該業務受託に係る選定委員会にて企画書（パワーポイントの使用も可）により説明15分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする。応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者程度選定するものとする。

5. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式２】

(2) 企画書（A4版縦横自由、10頁以内）

企画書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。

ア 業務実施方針(1頁以内)

- イ 業務実施体制(1 頁以内)
- ウ 類似業務受託実績(1 頁以内)
 - 過去 5 年間に国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3D ホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作業務を複数回受託した実績
- エ 担当者の略歴書(1 頁以内)
 - 従事する正担当者の、過去 5 年間に国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3D ホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作業務を担当した実績
- オ 提案内容
 - ① デジタルコンテンツ(3D ホログラム)に係る、展示テーマ・展示内容をふまえた、展示物の制作コンセプト及び 3 案以内の具体的な提案(2 頁以内)
(提案対象：展示構成(案) - ②展示コンテンツ - 1. デジタルコンテンツ - 1. 3D ホログラム(通常時))
 - ② デジタルコンテンツ(インタラクティブプロジェクションマッピング)に係る、展示テーマ・展示内容をふまえた、展示物の制作コンセプト及び 3 案以内の具体的な提案 (2 頁以内)
(提案対象：展示構成(案) - ②展示コンテンツ - 1. デジタルコンテンツ - 2. インタラクティブプロジェクションマッピング(通常時))
 - ③ パネルボードの展示内容に係る、展示テーマ・展示内容をふまえた、展示物の制作に関する留意点の提案(1 頁以内)
(提案対象：展示構成(案) - ②展示コンテンツ - 4. パネルボード - 1. 琉球王朝について)
- カ 業務スケジュール(1 頁以内)

(3) 見積書

提案にあたっては、総額 ¥16,995,000 円(税込)の範囲内で見積もること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ①直接人件費
- ②直接経費
- ③再委託費(契約書案第 9 条に基づく)
- ④一般管理費 ((直接人件費+直接経費《-再委託費》)×10%以内)
- ⑤消費税
- ⑥その他(上述の費目以外の必要な経費を随時追加)

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

(4) 共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ) 【様式 4】

6. 企画提案選定委員会

(1) 予 定 日：令和 4 年 7 月 26 日(火) (予定)

(2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション(会議室での実施)

※ただし、応募者が 3 者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を 3 者程度選定し、令和 4 年 7 月 25 日(月)に通知するものとする。

- (3) 審査結果の通知：令和4年7月27日（水）（予定） 応募者あて最上位者名を通知
- (4) 委託契約の締結時期：令和4年8月1週目（予定）

7. 選定及び審査基準

(1) 選定方法

委託候補者の選定は次のとおり行うものとする。

① 第一次審査（適合審査）

参加申込書及び企画書の提出後、沖縄県土木建築部首里城復興課において、申請者の資格要件の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

なお、応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者程度選定するものとする。

② 第二次審査（選定委員会による審査）

「沖縄県土木建築部首里城復興課業務委託に係る企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）が、企画書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を委託候補者として選定する。

なお、最もポイントの小さい上位者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて受託者を選定する。

(2) 審査基準

次の7項目全てを評価する総合評価方式により選考する。

※順位にかかわらず、100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする（出席委員の合計点の平均）。

① 業務実施方針について

配点・・・10点	・(A)本業務の目的、条件、内容について適切に理解しているか。
----------	---------------------------------

② 業務実施体制について

配点・・・10点	・(A)業務の分担構成が明確か。
----------	------------------

③ 類似業務受託実績及び担当者の略歴書について

配点・・・10点	<ul style="list-style-type: none"> ・(A)応募事業者は、これまで類似業務（国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3Dホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作)を何回行ったことがあるか。 ・(B)本業務委託に従事する正担当者は、当該これまで類似業務（国、地方公共団体又は公益財団法人のデジタルコンテンツ(3Dホログラムまたはインタラクティブプロジェクションマッピング)制作)を何回行ったことがあるか。
----------	---

④ 提案内容①について<デジタルコンテンツ(3Dホログラム)に係る提案>

配点・・・30点	<ul style="list-style-type: none"> ・(A)展示内容を理解し、展示機器の性能を活かした提案であるか。 ・(B)提案内容の実現を裏付ける具体的な受託実績があるか。
----------	---

⑤ 提案内容②について<デジタルコンテンツ(インタラクティブプロジェクションマッピン

グ)係る提案>

配点・・・15点	・(A)展示内容を理解し、展示機器の性能を活かした提案であるか。 ・(B)提案内容の実現を裏付ける具体的な受託実績があるか。
----------	---

⑥ 提案内容③について<パネルボードの展示内容に係るコンテンツ提案>

配点・・・15点	・(A)今回案件に適した提案がされており、提案内容に説得力があるか。 ・(B)提案内容の実現を裏付ける具体的な受託実績があるか。
----------	---

⑦ 業務スケジュールについて

配点・・・10点	・(A)業務スケジュールに実効性があるか。
----------	-----------------------

8. その他

- (1) 企画提案に要する経費、委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画書は公開しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※2)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失
本広告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、失格とする。
なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と

種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(13) 業務委託契約額の考え方について

当該事業は、発生経費に変動があり得る事業のため総額 ¥16,995,000 円（税込）を上限に概算契約を行います。実績報告をもって額の確定を行い、実績に応じて清算します。

※確定検査等への円滑な対応のため、支出関連書類を整理・保存しておいて下さい。

9. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部 首里城復興課 復興推進班 浅沼、上原

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-943-0140 FAX : 098-862-3825

e-mail : aa068501@pref.okinawa.lg.jp